

宮城県監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県教育委員会委員長から同条第12項の規定により、下記の措置を講じた旨の通知があつたので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成17年5月3日

宮城県監査委員 相沢光哉
宮城県監査委員 中沢幸男
宮城県監査委員 阿部徹
宮城県監査委員 谷地森涼子

記

1 監査委員の報告日

平成17年3月25日

2 通知のあった日

宮城県教育委員会委員長 平成17年4月22日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 石巻女子高等学校

イ 監査委員の報告の内容

歳入に係る事務処理において、不適切な会計処理が多数認められたので、今後再発しない対策と事務管理の徹底を図る必要がある。

ロ 措置の内容

歳入に係る事務処理について、財務規則等を遵守するとともに、収納確認台帳を作成するなど、適切な事務処理に努めることとした。

(2) 金成養護学校

イ 監査委員の報告の内容

道路運送車両法で定める整備管理者を選任しないまま車両を運行していた期間があつたことが認められたので、今後は適正な公用車の運行管理の徹底を図る必要がある。

ロ 措置の内容

公用車の運行管理について、関係法令を遵守するとともに、整備管理資格所有職員が不在となる場合は整備管理資格所有者へ運行管理を委託するなど、適正な公用車の運行管理に努めることとした。